

評価書（個票）

法人名	企業年金連合会	担当課 (担当課長)	年金局企業年金国民年金 基金課（企業年金国民年金 基金課長 内山博之）				
根拠法令等	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 37 条及び第 40 条	類 型	特別民間法人				
法人概要	<p>○法人の概要</p> <p>昭和 42 年 2 月 10 日に、厚生年金基金を短期間で脱退した加入員（中途脱退者）に係る年金給付を共同して行うことを目的に、厚生年金基金が共同して厚生年金基金連合会を設立。企業年金制度が多様化し、平成 16 年年金制度改正により企業年金のポータビリティが拡充されたことなどに伴い、平成 17 年 10 月 1 日に企業年金連合会に改組。平成 26 年 4 月 1 日、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、設立根拠とされていた厚生年金保険法第 9 章は削除されたが、当該企業年金連合会は、同法附則第 37 条の規定により、同法の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会としてなお存続するものとされている。</p>						
事務・事業の内容	<p>○事務・事業の内容</p> <p>①中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給</p> <p>②企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業</p> <p>③会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の行う事業についての助言及び連絡</li> <li>・会員に関する教育、情報の提供及び相談</li> <li>・会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究</li> <li>・その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業</li> </ul> <p>④国が代行返上基金及び解散基金等から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務並びに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務</p> <p>なお、詳細は別紙の通り。</p>						
事務・事業の目的	<p>民間の企業年金が共同して設立した民間法人として、企業年金の加入者・受給者、事業主・労働者に対するサービスと情報提供を行うとともに、企業年金の年金通算事業を実施する。</p>						
関連する政策目標	—						
関連する業績指標	—						
指標の目標値等	—						
法人の事務・事業の実績	<p>○実績</p> <p>①中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給について…受給者約 676 万人（※平成 26 年度業務報告書より）</p> <p>②企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業について 厚生年金基金</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受換件数</td> <td>移換件数</td> </tr> <tr> <td>64,080 件</td> <td>9,502 件</td> </tr> </table> <p>確定給付企業年金</p>			受換件数	移換件数	64,080 件	9,502 件
受換件数	移換件数						
64,080 件	9,502 件						

受換件数	移換件数
7,583 件	47 件

確定拠出年金への移換…130 件

※いずれも平成 26 年度業務報告書より

③会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの

- ・会員の行う事業についての助言及び連絡について
  - 企業年金運営意見交換会の実施 3 回
  - 資産運用相談会の実施 10 回
  - 制度移行を予定している厚生年金基金の意見交換会の実施 7 回
  - 個別会員相談の実施 4,302 件
- ・会員に関する教育、情報の提供及び相談について
  - 研修事業 77 回
  - 企業年金セミナー 5 回
  - 月刊「企業年金」、メールマガジン、ホームページを活用した情報発信
  - 企業年金の実態に関する統計調査結果の提供
  - 支給停止情報、マイナンバー提供
- ・会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究について
  - 企業年金の実態に関する統計調査の実施

・その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業

〈政策提言活動〉

- 平成 27 年 7 月 「平成 28 年度企業年金税制に関する要望」
- 平成 27 年 7 月 「厚生年金基金の課題等に関する要望」
- 平成 27 年 11 月 「確定拠出年金（DC）改正法案の早期成立を望む」
- 平成 27 年 11 月 「確定給付企業年金の弾力的な運営に関する要望」
- 月刊誌、プレスリリース等による広報活動

④国が代行返上基金及び解散基金等から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務並びに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務

○事業収入（平成 26 年度決算）

- ①中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給について 2,536,547,469 千円
- ②企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業について（事業収入は①に含む）
- ③会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの 469,658 千円
- ④国が代行返上基金及び解散基金等から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務並びに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務 367,132 千円

国からの補助金等

○補助金・委託費等  
※別紙のとおり

法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度である支払保証事業について、支払保証事業のあり方に関する検討会でとりまとめられた「支払保証事業のあり方に関する検討会報告」（平成26年1月）を受け、平成26年4月に廃止することとした。
法人の事務・事業の必要性等・有効性	<p>企業年金連合会の行う業務については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条の規定により認められている。</p> <p>中途脱退者等に対する通算年金の記録管理や給付の実施は、個別の企業年金で行うことが困難かつ非効率であることから、企業年金連合会で行うことが有効である。また、会員支援事業は、公的年金を補完し、老後生活の大きな支えとなっている企業年金制度の維持、発展のため必要な事業である。サラリーマンの老後生活を支援する制度の維持、発展は極めて公共性の高い目的で、国、企業年金、加入者、受給者、事業主、労働者と一体となって実現に取り組む必要があり、ナショナルセンターとしての企業年金連合会の機能は、こうした公共目的に沿ったものであり、企業年金連合会において行うことが有効である。</p> <p>特に企業年金の運営に必要となる年金数理、資産運用及び給付設計等の情報提供、相談助言、研修等の会員サービス、企業年金の発展に向けた政策提言活動については、企業年金を実施している企業にとって有益である。</p>
法人の事務・事業の執行体制の妥当性	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>業務報告書及び年金給付等積立金の管理運用業務報告書の四半期ごとの提出や、毎事業年度ごとの予算・決算の認可に伴って、企業年金連合会の業務の現況や今後の見通しについての監督を実施している。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>企業年金連合会の業務は、企業年金のナショナルセンターとしての役割と、企業年金の通算センターとしての役割を担っており、企業年金事業に係る公共性が高いものとなっている。また、年金資産等や会員からの会費収入等の管理・運用等の適正を期する必要がある。現在、企業年金連合会は、当該業務を適正かつ確実に実施するとともに、コスト削減等による事業改善も継続的に行っており、実施主体として適格である。</p>
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<p>老後に向けた資産形成のための私的年金制度の重要性が高まる中で、企業年金加入者等の資産形成を促進するため、企業年金連合会は、企業年金制度の発展を図るための研修・相談等の社会的ニーズの高い事業を引き続き充実させていく必要がある。</p> <p>また、企業年金の中途脱退者等に対する通算年金の記録管理や給付に伴い、保険者として年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。その上で、会員拡大による収入の確保に努め、引き続き健全な運営を目指すことが重要である。</p>
備考	

## ○事務・事業の構造等（平成26年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成26年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成26年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (平成26年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費	自己収入			
①中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給【年金経理】	①事業内容 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給 ②根拠法令等 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条	1,903,273	合計		2,536,547		-
			国費	厚生年金基金等給付費負担金（政府負担金）	23,788	—	-
			国費	厚生年金基金等給付現価負担金（給付現価負担金）	68,140	—	-
			国費	厚生年金基金等未納掛金等交付金（受換金）	0.1	—	-
			自己収入	受換金	38,292	—	-
			自己収入	運用収益	1,594,062	—	-
②企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業【中脱業務会計】	①事業内容 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業 ②根拠法令等 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条	7,738	合計		7,738		-
			国費	—	—	—	-
			自己収入	事務費収入	321	—	-
			自己収入	情報収集等業務収入	13	—	-
			自己収入	運用収益	41	—	-
			自己収入	受入金	7,306	—	-
③会員の行う事業の健全化を図るために必要な事業【事業会計】	①事業内容 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ・会員の行う事業についての助言および連絡 ・会員に関する教育、情報の提供および相談 ・会員の行う事業および年金制度に関する調査及び研究 ・その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業 ②根拠法令等 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条	496	合計		470		-
			国費	—	—	—	-
			自己収入	会費収入	419	—	-
			自己収入	事業収入	51	—	-
			自己収入	雑収入	0.2	—	-
			自己収入	戻入金	58	—	-
④国が代行返上する（あるいは一部の事業所が代行返上する基金）および解散基金等から徴収する額の算定に必要記録の整理に関する事務【代行返上事務処理会計】	①事業内容 国が代行返上基金及び解散基金等から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務ならびに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務 ②根拠法令等 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第71条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第58条の2	401	合計		367		-
			国費	厚生年金基金の代行返上等に係る事務受託手数料（事業収入）	367	—	-
			自己収入	—	—	—	-
			自己収入	—	—	—	-
			自己収入	—	—	—	-
			自己収入	—	—	—	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○事務・事業の構造等（平成26年度）

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
 <平成26年度決算合計>

特別会計 法人合計（百万円）	合計	
		年金特別会計
	92,295	92,295
中途脱退者および解散基金加入員 に対する老齢年金給付および一時 金たる支給について	23,788	23,788
	68,140	68,140
国が代行返上する（あるいは一部 の事業所が代行返上する基金）お よび解散基金等から徴収する額の 算定に関する事務ならびに老齢厚 生年金の支給に必要な記録の整理 に関する事務	367	367

※A

※B

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。

※A 政府負担金

※B 給付現価負担金